

# 板橋区ものづくり企業貸工場 家賃補助金のご案内について

## 概要

新たに板橋区で事業を開始、あるいは拡張するために工業系用途地域に工場を賃借するものづくり中小企業に対し、工場賃借料の一部を助成します！！

## 助成事業内容

### (1) 区内拡大事業

- ①現工場を移転し工場を賃借する。※1
- ②事業拡大のため、現工場とは別に新たに工場を賃借する。※2

### (2) 新規立地事業 ※2

- ①新たに事業を開始するため、工場を賃借する。
- ②区外から移転し、工場を賃借する。

※1 移転後の工場の工場部分の延床面積が、現工場より100㎡以上増床していること。

※2 工場部分の延床面積が100㎡以上であること。

**注** 工業系用途地域に賃借することが条件になります。

## 補助対象経費

### 工場の賃借料

※保証金、敷金、礼金、更新料、火災保険料、公益費、借入に伴う仲介手数料は対象外です。

**注** 補助対象経費の最低投資額は月額20万円以上です。

## 助成率・限度額

	助成率	限度額（年額）
初年度※	補助対象経費の 1/2以内	120万円
翌・翌々年度	補助対象経費の 1/4以内	60万円

※年度の終期は3月31日です。

※初年度は、初回決定日の属する年度とします。

裏面もございます。

## 助成対象者

- (1) ものづくり企業の中小企業者であること。  
※区外事業者の場合は、本補助金の交付決定後速やかに区内において操業すること。
- (2) 中小企業以外の企業の出資比率が50%を超えていないこと。
- (3) 法人住民税及び事業税を滞納していないこと。
- (4) 賃借契約する相手方と、親会社・子会社等の関係でないこと。

## スケジュール

平成28年4月20日～ 平成29年1月31日（火）	申請受付期間
随時	交付対象企業の選定
	助成金交付（不交付）決定通知
助成金交付決定後	事業開始（交付決定日より補助対象となります。） 操業開始届及び賃貸借契約書の写し提出
平成29年3月31日まで	実績報告書の提出
実績報告書の提出後	確定通知 補助金交付請求※（支払いは4月以降）

※ 補助金交付は原則、実績報告後のお支払いになりますが、当該年度中の概算払いが可能です。ご希望の場合は下記、問合せ先までご連絡をお願いいたします。

## 募集要領配布・提出・問合せ先

板橋区産業経済部 産業振興課 活性化戦略グループ  
〒173-0004 東京都板橋区板橋2-65-6 情報処理センター5階  
TEL：03-3579-2193 FAX：03-3579-9756  
Eメール：[sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp)

※区のホームページで「板橋区ものづくり企業貸工場家賃補助事業」と検索いただき、詳細につきましてはご確認ください。また、要領・様式等のダウンロードも可能です。